

令和 8 年度 個人情報保護委員会活動方針（案）

令和 8 年 4 月 日
個人情報保護委員会

政府は、行政機関等（行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 1 条の目的の実現に向け、個人情報保護法第 7 条に基づき、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、令和 4 年 4 月 1 日一部変更。以下「基本方針」という。）を策定し、個人情報の保護に関する施策の推進の基本的な方向及び国が講ずべき措置を定めるとともに、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、個人情報取扱事業者及び認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）等が講ずべき措置に関する基本的な事項等を示して、官民の幅広い主体により個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請している。

また、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報の適正な取扱いの確保を図るという個人情報保護法第 131 条に規定された任務を果たし、個人情報が適正に取り扱われることへの信頼の基礎を築き、国民の安心・安全を確保できるよう、「個人情報保護委員会の組織理念」（平成 28 年 2 月 15 日個人情報保護委員会、令和 4 年 3 月 30 日一部変更。以下「組織理念」という。）を定めるとともに、中長期的な視点に立ち、個人情報保護法第 132 条に規定された国際協力に関する所掌事務を遂行するため、「個人情報保護委員会の国際戦略」（令和 8 年 4 月〇〇日個人情報保護委員会。以下「国際戦略」という。）を定めている。

令和 8 年度において、委員会が、基本方針及び組織理念並びに国際戦略を踏まえ、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。）に基づき、個人情報保護制度に係る政策の総合調整、監視・監督の役割等を適切に果たすことにより、個人情報の適正な取扱い及び国民の安心・安全が確保されるよう、委員会が取り組むべき活動について整理するとともに、国民から信頼される委員会を目指して、その活動の方向性を広く国民に示すため、本方針を定めるものである。

目次

I. 基本的な考え方	3
1. 個人情報保護法関係	3
2. マイナンバー法関係	3
3. 国際協力	3
II. 具体的な取組	4
1. 個人情報保護法関係	4
(1) いわゆる3年ごと見直し規定に基づく対応	4
(2) 有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場について	5
(3) 行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用に関する取組	6
(4) 監視・監督活動	6
(5) 個人情報等の利活用	9
2. マイナンバー法関係	11
(1) 監視・監督活動	11
(2) その他の監督活動について	12
(3) 保護評価	13
(4) 独自利用事務の情報連携	14
3. 国際協力	15
(1) 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築	15
(2) 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び新たな構築	18
(3) 国際動向の把握と情報発信	20
(4) 国際協力分野に係る体制基盤強化と人材育成	21
4. 共通事項	22
(1) 個別の政策分野における関係府省との連携	22
(2) 国民からの相談・苦情等への対応	22
(3) 広報・啓発活動	24
(4) 人材の育成・確保	26
(5) DXの推進	27

I. 基本的な考え方

1. 個人情報保護法関係

個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を踏まえ、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。）附則第10条の規定（以下「いわゆる3年ごと見直し規定」という。）に基づく対応を含めた個人情報等（個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。以下同じ。）に関する国の政策の企画立案を進める。

さらに、個人情報取扱事業者等（個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者をいう。以下同じ。）及び行政機関等における個人情報等の取扱いに係る監視・監督権限を一元的に所掌する委員会として、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、国内外の個人情報取扱事業者等に対して適切かつ効果的・効率的な監視を行うとともに、行政機関等に対し積極的な調査を行い、効果的・効率的な監視を行う。また、個人情報取扱事業者等及び行政機関等に対し、安全管理措置等に関する周知広報に積極的に取り組む。

2. マイナンバー法関係

事業者及び行政機関等における特定個人情報の取扱いに係る監視・監督権限を一元的に所掌する委員会として、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、適切かつ効果的・効率的な監視・監督を行う。

また、必要に応じてガイドライン等の改正を行うとともに、周知広報に積極的に取り組む。

特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）については、引き続きマイナンバー法の趣旨と規定にのっとりた運用を行うほか、マイナンバー法第27条第2項の規定に基づく特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「評価指針」という。）の再検討を進める。

独自利用事務の情報連携については、その活用促進に資する取組を引き続き積極的に行う。

3. 国際協力

デジタル化の進展に伴い、個人情報を含むデータの安全・円滑な越境流通の重要性が更に増す中、我が国は政府全体として、信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust：DFFT）を推進している。特に、個人情報保護及びプライバシーの分野におけるDFFTの推進及び具体化について、日本では委員会が中心となって取り組んできている。

令和8年度も引き続き、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重し、かつ、事業者のニーズを勘案しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指す。

Ⅱ. 具体的な取組

1. 個人情報保護法関係

(1) いわゆる3年ごと見直し規定に基づく対応

令和2年改正法のいわゆる3年ごと見直し規定において、政府は、「この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ものとされており、令和5年11月から必要な措置の検討を行っている。

<令和7年度の取組>

令和7年3月5日に、検討中の論点全体について具体的な規律の方向性に関する考え方を整理した「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を公表し、有識者、経済団体、消費者団体等から募った意見を、同年4月16日までの間に順次公表した。

また、令和6年度に引き続き、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局が事務局を務める「データ利活用制度・システム検討会」におけるデータ利活用制度の在り方の検討に参画した。同検討会において個人情報保護法のアップデートについても議論が行われ、令和7年6月13日には、デジタル行財政改革会議において「全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す」という方針を示した「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」が決定され、当該方針を含む「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（同日閣議決定）等の政府方針においても同様の方針が示された。

これらを踏まえ、政府全体の取組とも連携しながら、関係者との議論を深め、令和8年1月9日に開催した第347回個人情報保護委員会において、「適正なデータ利活用の推進」、「リスクに適切に対応した規律」、「不適正利用等の防止」及び「規律遵守の実効性確保のための規律」を柱とする「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」を決定し、同日公表した。

その後も関係者との調整を進め、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案を第221回国会（特別会）の提出予定法律案として登録した。

このように、関係者との丁寧な調整を行いながら、いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討を着実に進めた。

<令和8年度の方針>

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の国会提出に向けた所要の調整、当該法律案の成立に向けた国会審議等への対応を行うとともに、当該法律案の成立後には、いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討を踏まえた個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（以下「いわゆる3年ごと見直し改正法」という。）の円滑な施行に向けて所要の取組を行う。

具体的には、個人情報取扱事業者及び行政機関等が適切に対応できるよう準備期間を設ける観点から、関係する政令・委員会規則・ガイドラインなど、改正等が必要なルール等について迅速な整備に取り組む。なお、これらの策定に当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、様々な有識者やステークホルダーの意見を十分に踏まえながら進める。

また、いわゆる3年ごと見直し改正法の趣旨や内容等について、国民、個人情報取扱事業者、行政機関等にとって分かりやすい資料を作成・公表し、委員会ウェブサイト、委員会公式SNS等を活用した情報発信、説明会等を実施するとともに、個人情報保護法に関する総合的な案内所（以下「個人情報保護法相談ダイヤル」という。）等に寄せられる質問等への丁寧な対応を行うなど、制度の周知広報に積極的に取り組む。その際には、認定団体やその他民間事業者の自主的取組等とも連携しつつ進める。

（2）有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場について

広く各界の有識者やステークホルダーと透明性のある形で継続的に意見交換を行い、併せて個人情報保護政策に関し相互理解を促進するとともに、国内外における個人情報等の保護・利活用、デジタル社会の進展やAIの急速な普及を始めとした関連技術の動向等を把握していくことにより、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資するよう、令和7年3月26日に開催した第319回個人情報保護委員会において、「個人情報保護政策に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置し、毎年度2回程度開催することとした。

<令和7年度の取組>

令和7年4月28日に準備会合を開催し、個人情報保護政策に関する課題や今後の展望などに関する意見交換を行った。

同年9月19日に開催した第1回会合では、令和7年度の大枠のテーマを「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」とした上で、同日は、「事業者等の自主的取組とそれへのインセンティブについて」を議題として、意見交換を行った。

また、令和8年2月2日に開催した第2回会合では、「デジタル化に対応した事業者等のガバナンスのあり方について」を議題として、意見交換を行った。

このように、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資することを目的に、広く各界の有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行っていく取組は進展した。

<令和8年度の方針>

令和8年度の懇談会の大枠のテーマは、「AI等のデジタル化進展におけるサービス利用者とサービス提供者の新たな信頼関係の構築に向けて」とし（第2回会合において決定）、広く各界の有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行い、併せて個人情報保護政策に関し相互理解を促進するとともに、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資するよう、年2回程度開催する。

(3) 行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用に関する取組

<令和7年度取組>

行政機関等における個人情報等の適正な取扱いを確保するため、各主体に対する助言や照会への回答、制度運用に資する情報の提供等を行った。また、地方公共団体の職員の理解促進を図るため、実務に即した都道府県単位の研修会を開催するとともに、地方公共団体等（地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）における初学者向けの個人情報保護制度に関するテーマごとの内部研修用動画を作成し、公開した。

各府省等の担当者が個人情報等の取扱いに関する政策の企画立案を円滑に実施することができるよう、令和7年5月28日に「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス」を策定するとともに、個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号の「相当の理由」の判断基準をより明確化する観点から、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）や個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）、個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）の改正も行った。

このように、各主体に対して、制度運用に関する実務に即した助言や照会への回答等を行ったが、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために更なる取組が必要である。

<令和8年度の方針>

行政機関等における個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の観点から幅広い支援に取り組む。

具体的には、各主体に対する助言や照会への回答、制度運用に資する情報の提供等を継続的に行う。

また、これらの取組から把握した現場のニーズ等を踏まえ、制度運用の一層の円滑化・効率化を図るため、実務の運用に資する各種規程の改正を積極的に検討する。

さらに、地方公共団体の職員の更なる理解促進を図るため、実務に即し、かつ、現場のニーズを踏まえた都道府県単位の研修を研修未実施団体中心に実施し、その充実を図る。

(4) 監視・監督活動

① 監視・監督活動

<令和7年度取組>

個人データ及び保有個人情報の漏えい等事案の報告について、各事案の発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、また、不断の監視等により発覚した漏えい等事案の報告以外の不適正な取扱事案も含めて、指導・助言及び勧告を行ったほか、必要に応じて報告徴収及び立入検査等の監視・監督権限を行使した。

さらに、監視・監督権限を行使した事案については、個別事案の概要（不正アクセス事案については原因・攻撃別の内訳）等を四半期ごとに公表するとともに、必要に応じて、個別名称を含めた事案の詳細の公表や、保険代理店や学校等の特定の分野や類型等にお

ける情報提供・注意喚起を行った。

行政機関等への実地調査においては、委員会において議決した調査計画に基づき調査対象機関を選定し、マイナンバー法の規定に基づく立入検査と一体的に行うなど、効果的・効率的に実施した。また、全ての行政機関等に対して施行状況調査を実施し、安全管理措置の実施状況を含め個人情報等の取扱状況に関する基礎的な情報を把握し、その概要を公表した。

また、サイバー攻撃等の多岐に渡る不正アクセスの手法への適切かつ迅速な対応に向け、サイバーセキュリティを専門とする事業者に分析等の支援を依頼するとともに、サイバーセキュリティに関する職員の知見の醸成を図った。

このように、個人情報取扱事業者等及び行政機関等における個人情報等の適正な取扱いを確保するための効果的・効率的な監視・監督を適切に実施した。

<令和8年度の方針>

個人データ及び保有個人情報の漏えい等事案の報告に対しては、各事案について効果的・効率的に発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、同種の事態が起きないように機動的に必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使する。そのほか、漏えい等事案の報告以外にも、監視・監督業務に関わる人員体制を拡充しつつ、個人情報保護法相談ダイヤル等に寄せられる情報を総合的に活用し、こうした不断の監視等により発覚した個人データ及び保有個人情報の不適正な取扱事案について、個人情報取扱事業者等及び行政機関等に対して指導・助言及び勧告を行うほか、必要に応じて個人情報取扱事業者等への報告徴収及び立入検査又は行政機関等への資料提出の求め及び実地調査を行う。勧告に従った個人情報等の取扱いの是正がなされていない個人情報取扱事業者等に対しては、必要に応じて命令を行うなど、適時適切に監視・監督権限を行使する。

さらに、監視・監督権限を行使した事案については、個人情報取扱事業者等及び行政機関等における適正な個人情報の取扱いに資するよう、個別事案の概要等を四半期ごとに公表する。また、監視・監督権限を行使した事案のうち、例えば、広く国民が利用しているサービスに関わるもので、個人の権利利益の侵害の蓋然性が高いものなど国民の不安払拭、更なる被害防止の観点等から公表の必要性及び相当性が認められるものや、意図的に法令違反を繰り返しているなど法令違反の重大性が高いものに関しては、個別名称を含めた事案の詳細の公表をその都度行うこととし、事案の概要、判明した事実関係、問題の所在、法律上の評価及び行政上の対応について説明することとする。

くわえて、これらの監視・監督活動により、特定の分野や類型などにおける漏えい等事案が確認された場合等には、必要に応じて当該対象（関連する事業者、業界、団体等）に向けた注意喚起等を行う。

また、行政機関等は、民間部門と異なり、法令等により個人情報等を取得する権限を有し、また、保有する個人情報が多大となり得ることから、透明性と信頼性の確保が特に重要であることを踏まえ、実地調査や施行状況調査を行う。実地調査においては、委員会において議決した調査計画に基づき、調査対象機関を選定した上で、マイナンバー法の規定に基づく立入検査と一体的に行う等、効果的・効率的に計画的な調査を実施していく。施

行状況調査においては、全ての行政機関等に対して調査を実施し、安全管理措置の実施状況を含め個人情報等の取扱状況に関する基礎的な情報を把握し、その概要を公表する。これらの調査により、委員会は、行政機関等における安全管理措置の底上げを図るとともに、個人情報保護法及び委員会が公表している各種ガイドライン等に照らし、不適正又は違法な個人情報等の取扱いがなされているか否かを明らかにし、機動的に必要な指導・助言、勧告等を行う。

個人情報の漏えい等をもたらすサイバー攻撃等への適切かつ迅速な対応を可能とするため、サイバーセキュリティを専門とする事業者に、サイバーセキュリティに係る事案の分析等の支援を依頼するとともに、サイバーセキュリティに関する職員の知見の醸成を図る。

② 関係府省庁等との連携

<令和7年度の取組>

関係省庁及び関係機関との連携をより一層強化し、個人情報保護法上求められる各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握等するために、「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」を四半期ごとに開催し、平時から備えるべき事項、不正アクセス被害が発生した際に注意すべき事項及びフォレンジック調査の活用について、参考資料として整理した「不正アクセス発生時のフォレンジック調査の有効活用に向けた着眼点」を取りまとめるとともに、より幅広い関係省庁及び関係機関で円滑かつ効果的な連携及び協力を図るために年1回開催する「個人情報保護法サイバーセキュリティ連携会議」において情報共有を行うなど、関係省庁及び関係機関との緊密な連携を図った。

また、個人情報保護法第150条第1項に基づき、対象となる個人情報取扱事業者等からの漏えい等報告の受付等に係る権限を委任先省庁へ委任しているところ、委任先省庁において、個人情報保護法に対する理解を深め、適正な監視を確保する観点から、委任先省庁の担当職員を対象とし、「権限委任先省庁連絡会」を年1回開催し、委員会における監視・監督活動や、委任先省庁への依頼事項についての説明等を行った。

このように、個人情報取扱事業者等及び行政機関等における個人情報等の適正な取扱いを確保するための関係府省庁等との連携・協力体制を構築する取組を着実に進めた。

<令和8年度の方針>

関係省庁及び関係機関との連携により、個人情報保護法上求められる各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握等するために、「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」を四半期ごとに開催するとともに、より幅広い関係省庁及び関係機関間における円滑かつ効果的な連携及び協力に資するよう「個人情報保護法サイバーセキュリティ連携会議」を年1回開催する。

また、これらの関係省庁及び関係機関との間で認識を共有した連携の仕組み（令和4年度に覚書等を締結・共有）に基づき、平時においては、教育研修、周知広報、必要な情報共有等の連携を行うとともに、不正アクセスによる漏えい等事案の報告等があった場合においては、必要に応じて、共同で事実確認や対処を行うなど、緊密に連携して対応して

いく。

権限委任先省庁において、新たに担当となった職員も含めて、個人情報保護法に対する理解を深め、適正な監視を確保する観点から、「権限委任先省庁連絡会」を年1回開催し、権限委任先省庁と連携しながら個人情報等の適正な取扱いを確保する。

③ 外国執行当局との連携に関する取組

<令和7年度の取組>

個人情報保護の執行協力の枠組みであるグローバルプライバシー執行ネットワーク（Global Privacy Enforcement Network：G P E N）により開催された定期的な会議に参加し、外国のデータ保護機関による近時の執行の取組等を聴取した。また、各国データ保護機関が同じテーマで調査を実施し、その結果からグローバルの現状、課題及び展望を分析する「G P E N Sweep」に参加した。

このように、国境を越えた執行協力強化のための協力関係を構築する取組を着実に進めた。

<令和8年度の方針>

個人情報等を含むデータの国境を越えた流通が増大しており、国内にある者に対してサービスを提供する外国所在の個人情報取扱事業者等からの漏えい等事案の報告も相当数あることから、当該個人情報取扱事業者等における個人情報等の適正な取扱いを確保する必要がある。このため、委員会も正式メンバーとして参加している国際的な執行協力の枠組みであるG P E Nの活動に積極的に貢献するとともに、外国執行当局との個別の連携を事務レベルで強固にすることで、執行協力における経験・知見を更に蓄積し、執行協力の体制強化を図ることにより、外国の個人情報取扱事業者等に対する確実な執行を目指す。

(5) 個人情報等の利活用

① 個人情報等の適正かつ効果的な利活用の促進

ア PPCビジネスサポートデスクの運用

<令和7年度の取組>

PPCビジネスサポートデスクにおいて、情報通信業や金融業・保険業等の幅広い業種の事業者等からの相談に対して、オンライン面談により個人情報保護法上の留意事項に係る助言等を行った。

このように、PPCビジネスサポートデスクの運用を通じた事業者等への助言等を適切に行ったが、事業者等における個人情報等の適正かつ効果的な利活用の促進を図るための更なる取組が必要である。

<令和8年度の方針>

PPCビジネスサポートデスクにおいて、事業者等から寄せられる法解釈の相談に適切に対応するとともに、個人情報等の適正かつ効果的な利活用方法について、積極的

に情報発信し、個人の権利利益の保護を図りつつ、事業者等における個人情報等の適正かつ効果的な利活用を促進する。また、相談対応等を通じて得られた知見をガイドライン、Q&A及び事例紹介の形で一般化し、委員会ウェブサイト等を通じて広く周知することで、事業者等における個人情報等の適正かつ効果的な利活用に関する理解の促進を図る。

さらに、近年のAI等による多種多様かつ膨大なデータの収集・分析等の容易化・高度化や、セキュリティリスクの高まりなど、デジタル技術の飛躍的な進展による個人情報等を取り巻く環境の急速な変化による個人の権利利益への影響やリスクを把握するため、個人情報等の取扱いに関する最新技術の動向等について調査を行う。

イ 行政機関等における個人情報等の利活用の支援

<令和7年度の取組>

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）に基づき、行政機関等匿名加工情報に関する提案の審査等に係る事務について、その実態を把握するための調査を実施し、地方公共団体に対して、参考となる情報の提供を行った。

このように、行政機関等における保有個人情報の適正かつ効果的な利活用の促進を図るための取組を進めたが、更なる利活用の促進のための取組が必要である。

<令和8年度の方針>

デジタル社会が進展する中で、行政機関等における個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、その利活用を一層促進するため、行政機関等における利活用の取組に係る更なるニーズや課題等に関して実態を把握するための調査を行う。

② 認定団体に関する取組

<令和7年度の取組>

認定団体との意見交換を通じて、活動状況等の把握に努めたほか、認定団体が主催する説明会等へ講師派遣を行った。

また、認定団体連絡会や対象事業者向け実務研修会を開催し、個人情報保護法の解説等、実務の観点から有用な情報の提供を行った。

このように、認定団体の活性化のため、認定団体の活動の充実にに向けた支援を着実に実施したが、認定団体制度の一層の普及のための取組が必要である。

<令和8年度の方針>

認定団体の自主的取組を支援するため、認定団体連絡会の開催や各認定団体との意見交換等を通じて、自主ルールの設定等、認定団体の役割・機能の強化につながるような情報提供や指導、助言等を継続的に行う。

また、法律・ガイドライン等の内容や認定団体制度についての理解の更なる深化のために、対象事業者向けの実務研修会やセミナー等を積極的に開催し、研修参加者の満足度の

確保に取り組む。

さらに、特定分野型認定団体制度の活用推奨や、また認定団体が存在しない分野・業界への働きかけ等、認定団体制度の一層の普及のために、認定を希望する団体からの相談対応等に取り組む。

③ 民間分野における自主的取組の推進

<令和7年度の取組>

事業者におけるデータガバナンス体制構築の一助とするため、過去に公表した「PIAの取組の促進について-PIAの意義と実施手順に沿った留意点-」、「データマッピング・ツールキット」及び「個人データの取扱いに関する責任者・責任部署の設置に関する事例集」の周知を行った。また、企業等におけるデータガバナンス体制の構築の推進役となる個人データの取扱いに関する責任者及び責任部署の設置・運用に当たって、企業等が考慮すべき点等に関して調査した結果を公表し、その内容について周知を行った。

このように、民間分野における自主的取組を促進する取組を着実に進めたが、更なる事業者の理解や意識の向上を図るための取組が必要である。

<令和8年度の方針>

民間分野における個人情報の適正な取扱いに関する自主的取組に当たっては、個人情報等を取り扱う事務等における透明性と信頼性の確保のため、データガバナンスの体制が構築されることが重要であることから、これを促すため、「個人データの取扱いに関する責任者・責任部署の設置に関する事例集」等の周知を行う等により、更なる事業者の理解や意識の向上を図る。

また、技術的な観点から個人情報保護政策の企画立案を戦略的に推進する体制を整備し、例えばPETs (Privacy Enhancing Technologies) 等の技術の活用などを含めた、事業者の自主的取組に係る課題等の実態把握等に関する調査・検討や、データガバナンス体制実現のために必要とされる人材のスキルセット等に関する調査・検討を行う。

2. マイナンバー法関係

(1) 監視・監督活動

<令和7年度の取組>

不断の監視等により発覚した特定個人情報の不適正な取扱事案や漏えい等事案の報告については、各事案の発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、指導・助言を行ったほか、必要に応じて報告徴収・立入検査等の監視・監督権限を行使した。

監視・監督権限を行使した事案については、個別事案の概要（不正アクセス事案については原因・攻撃別の内訳）等を四半期ごとに公表した。

行政機関、独立行政法人等、地方公共団体に対して、委員会において議決した検査計画に基づき、検査対象機関を選定して立入検査を行った。また、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等から、マイナンバー法の規定に基づく定期的な報告を受け、特定個人情報の取扱状況及び安全管理措置の実施状況を把握した。

このように、事業者及び行政機関等における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するための効果的・効率的な監視・監督を適切に実施した。

<令和8年度の方針>

マイナンバー苦情あつせん相談窓口等に寄せられる通報、メディア報道等による各種の情報、保護評価書等を基に、平時においてマイナンバー法の遵守状況を確認するとともに、それらの不断の監視等により発覚した特定個人情報の不適正な取扱事案や漏えい等事案の報告等があった場合においては、各事案について効果的・効率的に発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、同種の事態が起きないように機動的に必要な指導・助言、報告徴収・立入検査等の監視・監督権限を行使するほか、必要に応じて注意喚起等を行う。

監視・監督権限を行使した事案については、事業者及び行政機関等における適正な特定個人情報の取扱いに資するよう、個別事案の概要等を四半期ごとに公表する。また、監視・監督権限を行使した事案のうち、例えば、広く国民が利用しているサービスに関わるもので、個人の権利利益の侵害の蓋然性が高いものなど国民の不安払拭、更なる被害防止の観点等から公表の必要性及び相当性が認められるものや、意図的に法令違反を繰り返しているなど法令違反の重大性が高いものに関しては、個別名称を含めた事案の詳細の公表をその都度行うこととし、事案の概要、判明した事実関係、問題の所在、法律上の評価及び行政上の対応について説明することとする。

さらに、上記の事案が発生しないよう、行政機関、独立行政法人等に対しては、マイナンバー法の規定に基づき、保有する特定個人情報ファイル（個人番号関係事務に係るものを除く。）に記録された特定個人情報の取扱状況や安全管理措置の実施状況について、委員会において議決した検査計画に基づき、検査対象機関を選定して定期的な立入検査を行う。

地方公共団体等に対しては、委員会において議決した検査計画に基づき、過去の漏えい等事案の有無やその規模、過去の立入検査の結果、定期的な報告の結果等のリスク評価に有用な情報を分析し、優先度付けした上で、その中から、個人情報保護法の規定に基づく実地調査との一体性や実地訪問の効率性、地域バランス等も加味して立入検査を行う。

また、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等から、マイナンバー法の規定に基づく定期的な報告を受け、特定個人情報の取扱状況及び安全管理措置の実施状況を把握する。

これらの検査・調査により、委員会は、行政機関等における安全管理措置の底上げを図るとともに、マイナンバー法及び委員会が公表しているガイドライン等に照らし、不適正又は違法な特定個人情報の取扱いを確認した場合、機動的に必要な指導・助言等を行う。

(2) その他の監督活動について

<令和7年度の取組>

関係省庁及び関係機関で円滑かつ効果的な連携及び協力を図るために、「特定個人情報セキュリティ関係省庁等連絡協議会」を年1回開催し、個人データの漏えい等を取り巻く状況を始め、「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」が取りまとめた「不正アク

セス発生時のフォレンジック調査の有効活用に向けた着眼点」について情報共有を行う等、緊密な連携を図った。

また、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携について、令和7年1月より第三期情報提供ネットワークシステムとの接続が開始されている。監視・監督システムの安定したシステム稼働と並行して、分析手法の継続的な検証、修正及び改善を実施しており、併せて同年4月より同システムの更改対応を行っている。

さらに、インシデントに対する組織的対応能力を向上させ、安全管理措置の実質的な確保を図るため、地方公共団体から参加希望を募り、特定個人情報を含む個人情報に係る漏えい等事案が発生したとの想定で、初動対応の訓練を実施し、訓練の中で明らかになった問題等について改善を促した。

このように、行政機関等における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するための関係省庁等との連携・協力体制の構築、効果的・効率的な監視・監督体制の整備及び地方公共団体における安全管理措置の実質的な確保に向けた取組を適切に実施した。

<令和8年度の方針>

関係省庁及び関係機関との間で、「特定個人情報セキュリティ関係省庁等連絡協議会」を開催する。また、これらの関係省庁及び関係機関との間で認識を共有した連携の仕組み（令和4年度に覚書等を締結・共有）に基づき、平時においては、教育研修、周知広報、必要な情報共有等の連携を行うとともに、不正アクセスによる漏えい等事案の報告等があった場合においては、必要に応じて、共同で事実確認や対処を行うなど、緊密に連携して対応していく。

また、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携について、監視・監督システムにより、不適切な情報連携が行われていないか監視を行うとともに、不適切な情報連携の早期発見と抑止を図るため、分析手法の継続的な検証、修正及び改善を図る。

さらに、地方公共団体から参加希望を募って実施する漏えい等事案の初動対応の訓練については、新規参加団体数を確保するとともに、訓練への参加を契機とした運用改善等の取組を促進し、インシデントに対する組織的対応能力を向上させ、安全管理措置の実質的な確保を図る。

(3) 保護評価

<令和7年度の取組>

マイナンバー法第28条、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「評価規則」という。）及び評価指針に基づき、委員会に提出された行政機関の長等の全項目評価書について、審査及び承認を行った。

地方公共団体等における保護評価制度の適切な運用を確保するため、特定個人情報保護評価書（以下「保護評価書」という。）における共通・標準的なリスク対策に関する周知を行うなど、必要な周知、助言や働きかけを行った。

令和5年度に行った基礎項目評価書の様式改正について、令和7年度末の経過措置期

間終了までに十分な検討及び対応を促すため、評価実施機関に対して丁寧な説明及び周知を行い、新様式への円滑な移行を支援した。

また、マイナンバー法第 27 条第 2 項において、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」とされている。前回の再検討による変更後、令和 9 年 4 月におおむね 3 年を経過することから、特定個人情報保護評価の簡素化とリスク対策の両立に向けた評価指針の再検討について、保護評価書の記載内容の重点化、保護評価手続の効率化・迅速化及び保護評価手続に関する資料の充実に向けた対応方針を、令和 8 年 1 月 28 日に開催した第 349 回個人情報保護委員会に報告し、評価指針の再検討に着手した。

このように、行政機関の長等から提出された全項目評価書の審査及び承認を適切に行うとともに、地方公共団体等に対して必要に応じて周知、助言や働きかけを行うことで、評価実施機関におけるリスク評価及び検証の精度向上を図る取組等を着実に実施した。

<令和 8 年度の方針>

委員会に提出された行政機関の長等の全項目評価書について、評価指針に定める実施手続等に適合した保護評価を実施しているか、記載されたリスクを軽減させるための措置等が国民の信頼の確保等の保護評価の目的に照らし妥当か、という観点から審査及び承認を行う。これにより、行政機関の長等における報告対象事態に該当する漏えい等事案の縮減等、特定個人情報の漏えい等の発生未然防止に取り組む。

地方公共団体等における保護評価制度の適切な運用を確保するため、緊急時の事後評価（評価規則第 9 条第 2 項）を適用した事務がある評価実施機関に対する保護評価の着実な実施に向けた働きかけを行う。さらに、委員会による地方公共団体等への立入検査の前に、保護評価書に記載された内容を基に検査観点を整理することにより、効果的に特定個人情報の管理状況を調査し、必要に応じて保護評価書の見直しを促すことで、評価実施機関におけるリスク評価及び検証の精度向上を図る。

また、マイナンバー法第 27 条第 2 項の規定に基づく評価指針の再検討について、令和 7 年度に委員会へ報告した対応方針に基づき、個人情報保護に関する技術の進歩、国際的動向及び評価実施機関の保護評価体制等の実態を踏まえ、評価実施機関の負担も考慮しつつ、リスクに応じてより効果的・効率的に保護評価を実施できるよう検討を進める。

(4) 独自利用事務の情報連携

<令和 7 年度の取組>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 5 号）で定める要件を満たし、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携の対象となる事務として、延べ 1,492 の地方公共団体から 2,526 件の届出があり、これにより、令和 8 年 10 月時点で情報連携の対象とされる独自利用事務に係る届出件数は、1,509 の地方公共団体（都道府県 47、市区町村等 1,462）からの 13,327 件となる見込みである。

また、地方公共団体からの要望を踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携の対象となる独自利用事務の事例として2事例を新たに追加したほか、既存の2件の事例について、給付等の内容が類似している法定事務で照会可能な利用特定個人情報を追加した。

そのほか、地方公共団体に対し、独自利用事務の情報連携制度の説明や事例紹介を行うとともに、聞き取り及び意見交換を実施する等、同制度の周知活動を行った。

このように、地方公共団体からの要望を踏まえ、新たに情報連携の対象となる独自利用事務の事例等を検討・追加するとともに、独自利用事務の情報連携制度の周知活動を行うなど、地方公共団体における同制度の活用促進を着実に進めた。

<令和8年度の方針>

地方公共団体における独自利用事務の情報連携制度の更なる活用を進め、有効届出件数を増加させていくために、同制度の説明や未活用団体等への訪問等により、添付書類の削減による利便性の向上や地方公共団体における業務の効率化・合理化というマイナンバー制度のメリットを広く周知していく。

また、地方公共団体が効率的に独自利用事務の情報連携に係る届出を行えるようにするために、独自利用事務システムの円滑な運用を図るとともに、引き続き事務の効率化を図っていく。

そのほか、地方公共団体の要望を踏まえ、情報連携の対象となる独自利用事務の事例の追加を検討する、届出が多い事例一覧や届出手順を示す等、独自利用事務の情報連携の活用促進のために様々な方策を講ずる。

3. 国際協力

(1) 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築

委員会は、D F F Tの推進及び具体化のため、事業者が個人情報を安全・円滑に越境移転すること及びそのニーズ等に応じて複数の選択肢から最適な越境移転スキームを選ぶことができる国際環境の構築を推進するとともに、グローバル規模の越境データ移転ツールの整備やその普及を促進する。また、D F F Tへの脅威や経済安全保障上の課題に対応するため、国際的な議論へ積極的に貢献するほか、グローバルスタンダードの形成にも取り組む。

① 相互認証の枠組みの更なる発展

<令和7年度の取組>

日EU間及び日英間の相互認証の枠組みについて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の一部改正（委員会による規制対象に、学術研究分野及び公的部門を追加）を踏まえた学術研究分野及び公的部門への対象範囲拡大に関する協議を継続して行っている。

日EU間においては、令和7年4月9日に、大島周平委員と欧州委員会マイケル・マグラ委員（民主主義・司法・法の支配・消費者保護担当）との間で、同年9月18日には、

手塚悟委員長と欧州委員会マイケル・マグラー委員との間で会談を行った。同日に発表した共同プレス・ステートメントにおいて、「学術研究分野における協議が成功裏に終了したことを歓迎するとともに、公的部門への十分性認定の対象範囲の拡大に関する協議を更に強化することを決定し、この共同作業の進捗を年末までに確認する」との方針が示され、その後、欧州委員会司法・消費者総局と公的部門に係る協議の進捗状況について意見交換を行うなど、段階を踏みながら協議を着実に前進させることができた。

また、EUと同様に、英国との間でも、日英間の相互認証の枠組みについて、対象範囲拡大に関する協議を行っており、同年4月23日に、大島周平委員と英国科学・イノベーション・技術省クリス・ブライアント閣外大臣との間で会談を行い、「協議が着実に進行していることを歓迎し、拡大後の枠組みが2026年春までに実現することを目標として作業を加速させる」旨の共同プレス・ステートメントを発表するなど、具体的な達成時期の認識を両者で示す段階まで作業を進めることができた。

このように、EU及び英国との間で、相互認証の対象範囲拡大に関する協議を着実に前進させることができたが、相互認証の枠組みの更なる発展に向けた取組が必要である。

<令和8年度の方針>

日EU間及び日英間の相互認証の枠組みについて、学術研究分野及び公的部門への対象範囲の拡大に係る協議の妥結と発効を目指し、関係機関との対話を深化させる。

その上で、相互認証の枠組みの更なる発展に向け、基本的な価値観を共有する他の国及び地域との間において、新たな相互認証の枠組みに向けた協議の開始を目指す。

② 国際的な企業認証制度の普及促進

<令和7年度を取組>

日本を含む有志国及び地域により令和4年4月21日に設立されたグローバル越境プライバシールール（Cross-Border Privacy Rules：CBPR）フォーラムは、より広範囲での個人データの円滑な越境移転を目的として新たな企業認証制度の確立に向けた取組を行い、令和7年6月2日、一定の個人情報保護に係る要件を満たしている企業を国際的に認証する制度であるグローバルCBPRシステムの運用を開始し、認証機関によるグローバルCBPR認証の付与が始まった。これに伴い、日本においても、同フォーラムから認証機関として承認されている一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、同システムの認証の付与を開始している。

また、同システムの普及促進活動の一環としてフィリピン及びペルーで開催された「グローバルCBPRフォーラムワークショップ」に参加し、日本における各種ガイドライン等の改正による同システムの国内法上の位置付けの明確化について発信した。

さらに、同フォーラムワークショップの機会等を捉え、同システムの更なる普及促進活動に継続的に取り組んだ結果、同システムへの参加国及び地域について、ドバイ国際金融センターが準会員から正規会員へ移行し、また、新たにナイジェリアが準会員として参加することとなった。さらに、同システムの認証取得企業数は、令和7年3月時点において、世界で79社となった。

他方で、我が国における同システムの認証取得企業数は、現在4社に留まり令和7年度中の新規認証取得の実績はない。このため、企業の個人データの越境移転の実態や具体的なニーズを踏まえた、同システムの認証取得の意義等になお一層の重点を置いた形での普及促進を進めるべく、個人情報の越境移転に係る実態等の調査を実施した。この結果、同システムの普及促進のため、認証取得の可能性がある企業のターゲティング、制度の認知度向上、認証プロセスの効率化等の提言が得られたことから、当該調査結果を踏まえ、同システムの広報及び企業への個別説明による認証取得に向けた検討の促進を目的とする企業向けパンフレットを作成した。

このように、国際的な企業認証制度の普及促進に向けた取組を着実に進展させたが、同システムの認証取得企業数の拡大等の更なる取組が必要である。

<令和8年度の方針>

グローバルCBPRフォーラムを中心に、国際的な企業認証制度に係る議論への貢献を継続する。

また、同フォーラムワークショップへの参加及び登壇といったアウトリーチ活動を通じて、関係各国及び地域並びに事業者の、同システムへのより一層の参加拡大に向けた取組を進める。

さらに、国内における同システムの普及を目的として、令和7年度に実施した個人データの越境移転に係る実態等の調査の結果を踏まえ、認証取得によるメリットの享受が見込まれる企業に対し、優先的かつ個別の説明の機会を設けるなど、より効果的なアウトリーチ活動を実施する。くわえて、新たな認証機関の参入に向けた検討、認証取得による利点の更なる明確化などに取り組むことで、事業者による認証取得を促進する環境を整備する。

③ グローバルなモデル契約条項 (Model Contractual Clauses : MCC) の実現に向けた取組

<令和7年度の取組>

段階を踏んだグローバルなMCCの導入を目指し、シンガポール個人データ保護委員会 (Personal Data Protection Commission : PDPC) 、フィリピン国家プライバシー委員会 (The National Privacy Commission : NPC) 、インドネシア通信デジタル省 (Kementerian Komunikasi dan Digital : KOMDIGI) と意見交換を行った。また、手塚悟委員長と欧州委員会マイケル・マグラー委員との会談においても、MCCに関する意見交換を行った。

シンガポールPDPC及びフィリピンNPCとは、ASEANにおける越境データ移転に用いるモデル契約条項 (ASEAN MCC) の推進に向けた取組や、検討中の日本版MCCとASEAN MCCとの共同調査の可能性について、意見交換を行い、積極的な情報収集を実施した。インドネシアKOMDIGIとの間では、手塚悟委員長がASEAN MCCの推進に向けた取組について意見交換を行った。また、EUとの間では、異なる法域で使用されているMCCの接続の取組について、前向きな意見交換を実施する

ことができた。

このように、グローバルなMCCの実現に向けた取組を、各国の関係機関等との意見交換を行うことにより、着実に進めたが、更なる取組の強化が必要である。

<令和8年度の方針>

関係各国及び地域と協力し、段階を踏みながらグローバルなMCCの導入を目指す。

まずは、日本版MCCの策定に向けた検討を加速し、年度中に公表する。また、国際的な相互運用性の向上のために、関係各国及び地域との意見交換と積極的な情報収集を実施する。特に、ASEAN MCCやEUの標準契約条項(Standard Contractual Clauses: SCC)等の先行事例との比較調査を関係各国及び地域の協力を得て実施するべく検討を進める。

④ 個人情報保護を取り巻くリスクへの対応

<令和7年度の取組>

委員会は、経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD)の「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」について、OECD加盟国以外においても尊重されるグローバルスタンダードとして定着していくよう、OECDプライバシーガイドラインに反映させることを目指している。

令和8年より同ガイドラインの見直し作業が開始されることから、その議論に向けて、「データガバナンス・プライバシー(Data Governance and Privacy: DGP)会合」に参加し、同宣言と同ガイドラインとの整合性を担保するよう働きかけることを念頭に、同会合参加者等と意見交換を実施した。

また、世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)一般理事会に際して開催された「WTO電子商取引に関する共同声明イニシアティブワークショップ」に参加し、同宣言に係る内容等についてプレゼンテーションを行った。

このように、個人情報保護を取り巻くリスクに対応するために、国際的な議論へ積極的に貢献した。

<令和8年度の方針>

無制限なガバメントアクセス等の個人情報保護を取り巻くリスクに対応するため、国際的な議論へ積極的に貢献するとともに、OECDプライバシーガイドラインへの反映を始めとする国際的な枠組みでの取組を継続する。さらに、基本的な価値観を共にする各国・地域との連携を深めるため、セミナー等の意見交換の場を探求する。

(2) 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び新たな構築

関係各国及び地域との枠組みにおいて、国際会議への出席、関係各国及び地域の関係機関等との対話を行い、グローバルな政策立案の議論に積極的に参画する。また、個人情報保護に関する法制度及び執行状況に関する情報交換並びに協力関係の強化に関する議論

等を行うことで、国境を越えた執行協力の体制を強化する。くわえて、事業者による越境事業活動の展開や個人データの越境移転の増加に対応するため、二国間及び多国間における協力関係の強化及び構築を進めていく。

① 多国間及び地域間の国際枠組みにおける協力関係の強化

<令和7年度の取組>

「第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル」では、コミュニケ及び声明の採択に係る議論において積極的に貢献した。「第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルフォローアップ会合」では、委員会が主導して作成した執行事例共有フォーマットについてのプレゼンテーションを行い、同会合において採択された令和8年の行動計画では、同フォーマットの活用及び他のフォーラムへの紹介等が盛り込まれ、我が国が主導した取組が広く伝播する端緒とすることができた。

また、「第47回世界プライバシー会議 (Global Privacy Assembly : G P A) 年次総会」に参加し、パネルセッションにおいて委員会の取組について発信したほか、他の参加国の取組や問題意識を踏まえた議論に参画した。

さらに、第63回及び第64回の「アジア太平洋プライバシー機関 (Asia Pacific Privacy Authorities : A P P A) フォーラム」にも参加し、委員会の取組や相互運用可能な越境データ移転環境を実現することの重要性等について発信するとともに、他の参加国の取組や問題意識を踏まえた議論に参画した。

そのほか、欧州委員会主催の「安全なデータ流通に関するハイレベル・ラウンドテーブルフォローアップ会合」、欧州データ保護会議 (European Data Protection Board : E D P B) 主催の「充分性認定国データ保護当局会議」、英国 I C O 主催の「被充分性認定国ラウンドテーブル」、シンガポール P D P C 主催の「個人情報保護ウィーク 2025 会合」等の会議等に参加し、また、国内でも「信頼性のある自由なデータ流通とデータベース国際会議」を共催するとともに、各会合を機に様々なデータ保護機関のコミッショナー級と会談を行った。

このように、グローバルな政策立案の議論に参画することで、国際枠組みにおける協力関係の強化に向けた取組を着実に進めた。

<令和8年度の方針>

G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにおける執行事例共有フォーマット等の成果をG7の統一的な意見として取りまとめ、その影響力をいかして、G P A、A P P A フォーラムといった他の国際会議において展開し、新たな決議等として共通の視点を拡げていく。

また、民間団体主催の会合等にも積極的に参加し、多方面において委員会の取組を発信するとともに、それらに参加する関係各国及び地域のデータ保護機関、政府機関、事業者及び研究者等との間で、国際的な個人データ保護の促進や強化等についての意見交換や情報交換を実施する。

② 二国間及び多国間の協力関係の強化及び新たな構築

<令和7年度の取組>

令和7年12月9日、委員会とカナダプライバシーコミッショナーとの間における個人情報保護に関する協力覚書（Memorandum of Cooperation：MOC）を締結した。これにより、個人データに関する法令の執行において相互に支援することができる範囲、情報共有を行う際の手順、共有された情報の取扱い等が明確になり、円滑な情報共有が可能となった。また、フィリピンNPC、韓国個人情報保護委員会（The Personal Information Protection Commission：PIPC）及びシンガポールPDPCとの間でも、MOCの内容等について意見交換を行った。

さらに、価値観を共有する関係各国及び地域との間でも、様々な機会を捉えて、新たな個人情報保護に関するMOCの締結に向けて意見交換を継続的に行った。

このように、二国間及び多国間の協力関係の強化及び新たな構築の実現に向けた取組を着実に進めた。

<令和8年度の方針>

関係各国及び地域の関係機関等との連携を推進し、個別の執行事案について、必要な時に必要な協力が確実に得られるよう、協力関係の更なる強化に取り組む。

また、実効性のある関係構築に向けて、アジア太平洋地域や欧州等の価値観を共有する関係各国及び地域との間で、新たなMOC締結に向けた検討を進める。

さらに、アジア太平洋地域等を優先対象とし、個人情報保護法制の整備に係る支援等の技術協力を含む個別具体的な二国間及び多国間の協力の実施に向けた情報収集を行う。

(3) 国際動向の把握と情報発信

個人情報保護に係る最新の国際動向を積極的に把握し、委員会の政策立案にいかすとともに、収集した情報等については、国境を越えて活動する事業者等が利用しやすいように、かつ、関係各国及び地域のデータ保護機関や海外の有識者等の理解が深まるように、国内外に向けて効果的な情報発信を行う。

① 国際動向の把握

<令和7年度の取組>

G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルやGPAといった国際会議の場を通じて関係各国及び地域のデータ保護機関や個人データ保護関連の関係者とのネットワーク構築を行うとともに、PETsやAIエージェント、IoT（Internet of Things：IoT）といった先端技術、こどものプライバシー、関係する規制当局間での協力の取組といった、他のデータ保護機関の問題意識について情報収集を行った。また、令和7年11月に欧州委員会が公表したデジタル・オムニバス法案についても情報収集を行った。

このように、効果的なネットワークの強化及び構築に努めており、関係者と関連情報や問題意識の情報交換を行い、政策立案の参考となる国際動向の把握を適切に実施したが、更なる情報収集の強化が必要である。

<令和8年度の方針>

有意義な情報を適切に収集できるよう、関係各国及び地域のデータ保護機関並びに個人データ関連の民間団体及び専門家とのネットワークの構築及び発展を目指す。

AI等の技術革新及び社会的課題等への対応について、関連情報又は問題意識について情報交換を図り、世界の最新の動向を踏まえつつ、我が国の政策立案にいかしていく。

② 情報発信

<令和7年度の取組>

委員会が収集した個人情報保護に関する海外の法制度の情報や委員会における取組について、委員会ウェブサイト、委員会公式SNS等を活用して国内外に向けて効果的な情報発信を行った。また、委員会ウェブサイトにおける国際関係の情報へのアクセスを改善するため掲載方法の見直しも実施した。

このように、委員会が収集した情報について広く対外発信し、国境を越えて活動する事業者等が活用しやすい有意義な情報発信を行う取組を進めたが、更なる情報発信力の強化が必要である。

<令和8年度の方針>

委員会が収集した情報等について広く対外発信し、国境を越えて活動する事業者等が活用できるよう、委員会ウェブサイトの「国際関係」の積極的な更新を行い、アクセス数の増加を図るなど、委員会ウェブサイト、委員会公式SNS等を用いて、国内外に向けて効果的な情報発信を行う。

具体的には、昨今の国際情勢や事業者のニーズ等を把握した上で、海外の個人情報保護法制に関する調査を実施し、その内容について情報提供を行うとともに、委員会における取組について、国内向けの情報発信に加えて、関係各国及び地域のデータ保護機関等や、海外の有識者及び事業者等に理解を深めてもらうよう、国際的な情報発信力の強化に取り組む。

(4) 国際協力分野に係る体制基盤強化と人材育成

国際協力分野の取組を支えるため、国際業務体制の基盤強化を進めるとともに、国際業務に従事する職員の人材育成に取り組む。

<令和7年度の取組>

国外への職員派遣に関して、令和7年度から欧州連合日本政府代表部への職員派遣を行ったほか、国際機関やデータ保護機関等への職員派遣の可能性について検討を行った。

また、語学研修の推奨及び若手職員の国際会議や海外出張への参加等の実践的な機会を通じて、プレゼンテーション、ファシリテーション、情報収集等の能力向上に取り組んだ。

このように、国際業務体制の基盤強化に向けた取組の検討や、職員の人材育成に係る取組を進めたが、更なる取組の強化が必要である。

<令和8年度の方針>

国際業務体制の基盤強化を目的として、国際業務を適切に実施するための人員の確保を図り、また、国際機関や在外公館、関係各国及び地域のデータ保護機関等への職員派遣の拡大を検討する。

また、国際業務に従事する職員の人材育成のため、委員会の施策を世界に向けて正しく発信できるプレゼンテーション、国際会議等において議論をリードできるファシリテーション、さらには、生成AIやPEITs等の先端技術を始めとする個人情報保護に関する最新の動向についての情報収集等の能力向上に向けた効果的な取組を進めていく。

4. 共通事項

(1) 個別の政策分野における関係府省との連携

<令和7年度の取組>

内閣官房デジタル行財政改革会議事務局が事務局を務める「データ利活用制度・システム検討会」におけるデータ利活用制度の在り方の検討への参画、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局が事務局を務める「人工知能戦略専門調査会」、「人工知能戦略推進会議」等への参画、「こども性暴力防止法施行準備委員会」、「こども性暴力防止法施行準備検討会」等における制度を所管するこども家庭庁への助言等を通じて、関係府省庁等の多様な関係者と政策立案段階から連携して取組を進めるとともに、各府省からの照会に対して適切に対応した。

このように、個別の政策分野における関係府省への助言等や照会への対応を行うことにより、関係府省との連携を着実に進めた。

<令和8年度の方針>

「人工知能戦略専門調査会」、「人工知能戦略推進会議」等への参画を始め、各府省が実施する個人情報等及び特定個人情報の取扱いに係る施策について、個人情報等及び特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、関係府省への助言等、必要な対応を行う。

(2) 国民からの相談・苦情等への対応

<令和7年度の取組>

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度に関する一般的な質問に回答するとともに、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力等を行うための窓口として、個人情報保護法相談ダイヤルを、特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力等を行うための窓口として、マイナンバー苦情あっせん相談窓口を運用することにより、それらの質問及び苦情に対して適切な対応を行った。

また、AIを活用したチャットボットサービス（PPC質問チャット）を運用し、個人情報保護法に関する質問に常時対応した。

個人情報、特定個人情報等の取扱いに関する苦情が寄せられ、相談者と事業者との間で

自主的に当該苦情を解決することが難しい場合には、必要に応じてあっせんの申出を受け付け、委員会が相談者と事業者との間に立って、双方から可能な限り納得を得て当該苦情を解決につなげることができるようあっせんを行ったほか、苦情を処理する事業者に対して、助言、情報提供等を行った。

さらに、これらを通じて把握した情報について、個人情報保護法又はマイナンバー法に定める義務に違反するおそれがあることが明らかであり、個人の権利利益の保護の観点から問題がある事案については、委員会内の監視・監督担当部署に提供するなど、個人情報、特定個人情報等の適正な取扱いを図るための権限行使など委員会の各種活動への活用を促進した。

くわえて、個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況について国民に対してより詳しく情報提供するとともに、事業者及び行政機関等における個人情報、特定個人情報等の適正な取扱い、相談者と事業者又は行政機関等との間の自主的な苦情の解決に資するよう、四半期ごとに「個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況」を取りまとめた上で公表した。

そのほか、国民等向けサービスの更なる充実化を図るため、苦情相談機関との情報共有を行った。

このように、個人情報保護法の円滑な運用及び特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、質問及び苦情に対する適切な対応、あっせんの実施、P P C質問チャットの運用、四半期ごとの公表等を行ってきており、また、受け付けた質問及び苦情を分析し、権限行使などに向けて、得られた情報の活用を促進しているが、いわゆる3年ごと見直し改正法の円滑な施行に向けた対応も含めて、これらの取組の更なる強化が必要である。

<令和8年度の方針>

個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口に寄せられる個人情報、特定個人情報等の取扱いに関する質問及び苦情について、事例の性質ごとの回答例の作成、研修の実施等により、業務の効率化及び業務品質の均一化を図り、適切に対応する。

また、P P C質問チャットについては、事前に登録する質問及び回答の追加、更新を行うなど、内容を充実させることにより、利便性の向上を図り、利用件数の増加に取り組む。

個人情報、特定個人情報等の取扱いに関する苦情が寄せられたときは、当事者間の自主的な解決を促し、それが難しい事案であれば、必要に応じてあっせんに取り組み、苦情の適切かつ迅速な解決を促す。

これらにより、個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口における応答率や苦情対応件数の割合の向上を図る。

さらに、これらを通じて把握した情報について、個人情報、特定個人情報等の適正な取扱いを図るための制度の運用、個人情報保護法に関するよくある質問と回答をまとめた個人情報保護法FAQの充実、ガイドライン等の改正、権限行使、いわゆる3年ごと見直し改正法の円滑な施行に向けた対応など、委員会の各種活動への活用を促進する。

くわえて、事業者又は行政機関等における個人情報、特定個人情報等の適正な取扱い、

当事者間の自主的な苦情の解決に資するよう、個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況について分析・整理等を行い、四半期ごとに公表する。

国民等向けサービスの更なる充実化を図るため、質問及び苦情の分析・整理等を行い、質問及び苦情に適切な対応ができるような体制・環境を強化しつつ、苦情相談機関等との連携・協力を図る等、「総合的な案内所」としての取組を引き続き推進していく。

(3) 広報・啓発活動

① 国民等向けの広報・啓発

<令和7年度の取組>

国民等の幅広い主体に対して、委員会ウェブサイトや委員会公式SNS等を活用し、委員会の活動及び個人情報保護制度に対する理解醸成や委員会の認知度向上のためのタイムリーな情報発信を行った。

また、主に小中学生を対象とした出前授業を実施するとともに、今後の出前授業において活用することや、各地域において教職員等が地域の実情に応じた個人情報保護に関する授業を実施できるようになることを目的として、デジタル社会の進展と調和した有効な教育コンテンツ（教材及びマニュアル）についての調査・研究を開始した。

さらに、委員会が参加しているAPPAにおいて取り組むこととされている Privacy Awareness Week について、令和7年5月26日から6月1日までの期間を「個人情報を考える週間」として設定し、個人情報の重要性等について広く国民に対し広報活動を行った。

くわえて、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、警察庁と連携し、「特殊詐欺事案における個人情報保護」についての理解を深めることを目的として、令和8年2月から広く国民に対し広報活動を行うとともに、個人情報に関する相談が寄せられている国民生活センター及び全国の消費生活センター等の消費生活相談員向けに、個人情報に係る問題事例等の情報提供を行った。

このほか、委員会が発出した注意喚起に関する動画、個人情報保護法FAQに関するショート動画、「こじょにゃん」を始めとするこども向け広報キャラクター「こーじょ一部」を活用し、個人情報に関連して発生し得るリスク等を啓発する動画及びリーフレット等を制作し、委員会ウェブサイト上への掲載等により周知を図った。

このように、国民等の幅広い主体に対するタイムリーな情報発信や分かりやすい広報・啓発等の取組は進展しているが、更なる委員会の活動及び個人情報保護制度に対する理解醸成や委員会の認知度向上のための取組を進める必要がある。

<令和8年度の方針>

委員会の活動及び個人情報保護制度に対する理解醸成や委員会の認知度向上のため、委員会ウェブサイトの積極的な更新を行い、アクセス数の増加を図るなど、国民等の幅広い主体に対して、委員会ウェブサイト、委員会公式SNS及び多様なメディアを活用した積極的な情報発信を行う。特に、委員会公式 YouTube チャンネルを活用した動画につい

ても、動画作成本数、視聴回数の増加を図り、情報発信の充実に取り組む。

主に小中学生を対象とした出前授業を充実させ、出前授業に対する学生の理解度の向上に取り組むとともに、今後の出前授業において活用することや、各地域において教職員等が地域の実情に応じた個人情報保護に関する授業を実施できるようになることを目的として、令和7年度から開始したデジタル社会の進展と調和した有効な教育コンテンツ（教材及びマニュアル）に関する調査・研究において、全国ブロック別等での試行運用を実施する。

また、小学生から高校生までを対象に、新たに個人情報保護の重要性や個人情報の有用性について考えることを目的として、個人情報に関するポスターコンクールを実施する。

さらに、特殊詐欺対策の一環として、警察庁と連携し、国民が自らの個人情報等についての認識や理解を深めるための広報活動を実施するとともに、国民が個人情報に関して留意すべき点等についての情報提供を行うなど、国民生活センター等との連携を図る。

令和8年6月22日から6月28日までの期間を「個人情報を考える週間」として設定し、個人情報の重要性等について広く国民に対し広報活動を実施する。

② 事業者、行政機関等向けの広報・啓発・研修

<令和7年度の取組>

事業者、行政機関等からの要望に基づき個人情報等及び特定個人情報の適正な取扱いのための研修を実施するとともに、教育機関に特化した広報研修資料を作成し、教育委員会等に対し研修を実施した。

また、人事交流の一環として、地方公共団体からの出向者を積極的に受け入れ、委員会における業務等を通じて得られた経験・知見を出向元の地方公共団体に還元した。このように、事業者、行政機関等における個人情報等及び特定個人情報の適正な取扱いに向けた広報、啓発及び研修等の取組を適切に実施したが、更なる取組が必要である。

<令和8年度の方針>

事業者、行政機関、独立行政法人等に対しては、各団体からの要望に基づき個人情報等及び特定個人情報の適正な取扱いのための研修を実施するとともに、各団体の担当者向けのオンラインによる研修会を開催する。また、地方公共団体等に対しては、引き続き研修会を開催するほか、自治大学校等の研修機関等と連携し、様々な媒体を活用して、幅広い対象の多くの職員へ研修を実施していく。くわえて、地方公共団体等における研修の実施を支援するため、地方公共団体情報システム機構と共同で実施している研修について、受講者の階層別に安全管理措置等に係るオンライン研修コースの内容を更新する。これらの研修への参加者の理解度の向上に取り組む。

また、人事交流の一環として、地方公共団体からの出向者を積極的に受け入れ、委員会における業務等を通じて得られた経験・知見を出向元の地方公共団体に還元することにより、地方公共団体における個人情報保護に係る取組の充実に寄与する。

(4) 人材の育成・確保

<令和7年度の取組>

他府省への出向や在外公館への派遣を実施し、職員の専門的知識及び実務能力の向上を図った。

委員会の業務運営に必要な資質及び職務遂行能力の向上を目的として、内部研修を実施するとともに、情報セキュリティや語学等、外部専門機関が実施する研修への積極的な参加を推奨するなど、多様な機会を通じて人材育成に取り組んだ。

近年、個人情報等の漏えい事案は、情報システムの脆弱性やサイバー攻撃に起因するものが増加していることから、特にIT・セキュリティ分野の専門性強化のため、専門機関が実施するサイバーセキュリティ研修やITリテラシー向上研修への参加を推奨するとともに、外部の専門家を招き、職員向けに勉強会を開催した。委員会内で実施するIT研修については、実践的なプログラミング演習を中心としつつ、急速に高度化する生成AI技術に関する内容を新たに取り入れるなど、外部環境の変化を踏まえた内容へと見直しを行い、デジタルスキルの向上を図った。

新規採用職員に対しては、チューター制度により、豊富な知識と業務経験を有する職員が年間を通じて個別支援を実施し、円滑な職務適応を支援した。

さらに、個人情報保護制度に関する知識の定着及びIT・セキュリティ分野のリスクリテラシーを推進するため、個人情報保護法に係る資格試験及び経済産業省が実施する「情報処理技術者試験」の受験を強く推奨し、教材提供や受験費用負担等の支援を行った。

人材確保については、人事院及び内閣人事局主催の採用イベントへの参加や、独自の業務説明会の実施により広報活動を強化し、有為な新卒採用者を確保した。くわえて、選考採用及び経験者採用試験を活用し、専門性を有する中途採用者を確保した。

これらの取組の推進により、職員の専門的知識の習得及び有為な人材確保につながり、人的基盤の強化が進展した。他方で、情報漏えい事案の高度化・複雑化が進む中、IT・セキュリティ分野を始めとする専門的知見の更なる向上は重要な課題であり、環境変化に即応した人材育成施策を強化する必要がある。

<令和8年度の方針>

技術的な観点から個人情報保護政策の企画立案を戦略的に推進する体制を整備する。

他府省、地方公共団体等への出向や、在外公館等への職員派遣を拡充し、人事交流を活性化することにより、職員の専門的知識及び実務能力の向上を図るとともに、幅広い視野と多角的視点を備えた人材を育成する。

個人情報保護制度に関する研修等の内部研修を拡充するとともに、情報セキュリティや語学等、外部専門機関が実施する研修への積極的な参加や、語学研修の受講者には外部機関が実施する英語能力測定試験の受験を推奨するなど、多様な機会を通じて人材育成に取り組む。

サイバーセキュリティ分野における対応能力の習得及び政府デジタル人材の確保・育成を目的として、職員に対して専門機関が実施するサイバーセキュリティ研修やIT・セキュリティに関する研修等への積極的な参加を推進し、専門的知識の習得・強化を促す。

令和元年度から開始した、情報システム関連業務における課題解決等のスキル習得を目的としたIT研修は、実践的なプログラミング演習に加え、生成AIの活用の促進に関する研修を取り入れる。

また、個人情報保護制度に関する知識の定着及びIT・セキュリティ分野のリスキリングを支援するため、個人情報保護法に係る資格試験及び「情報処理技術者試験」の受験を強く推奨し、受験費用及び資格維持費用の支援を行うとともに、支援対象となる資格試験の拡充を検討する。

人材確保については、人事院及び内閣人事局が主催する採用イベントへの参加や独自の業務説明会の開催を通じて委員会の魅力を積極的に発信し、新卒採用・中途採用双方において有為な人材の確保を目指す。法律分野のみならず情報通信技術分野に知見を有する人材の確保を強化するため、採用広報資料において技術系職員のキャリアパスやインタビューを掲載するなど、採用活動を強化する。

(5) DXの推進

<令和7年度の取組>

社会を取り巻く環境の変化に対応していくために、委員会における業務の付加価値生産性や持続可能性を向上させるべく、令和7年5月に専担の人員を配置してDX推進のための体制を強化した。その上で、事務局職員に向けた業務改善に役立つ情報の定期配信やDX課題への対応のほか、新たな課題の発掘や今後重点的に取り組むべき課題の選定、対応準備など、新技術の導入を踏まえた具体的な検討を進めた。

このように、DX推進のための体制を強化の上、段階的に取組を推進した。

<令和8年度の方針>

令和7年度に構築したDX推進体制を基盤として、PPC質問チャットの充実など、広聴・相談業務に関する事務の効率化・品質の均一化のほか、個人情報保護委員会ポータルサイトの改修等による業務改善など、重点的に取り組むべき課題への対応を確実に行うとともに、新たな課題の発掘や、制度、業務、システムが最適化されたあるべき姿を構想し、更なる業務の付加価値生産性及び持続可能性の向上を図っていく。